

事後審査型条件付一般競争入札の心得

(目的)

第1条 この心得は、千早赤阪村が行う事後審査型条件付一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、その他の法令並びに千早赤阪村財務規則(昭和39年千早赤阪村規則第2号)及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、入札執行者の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、入札参加者として適切な態度を保持しなければならない。

(入札参加資格)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しないものとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 本村の入札参加資格者名簿(物品・役務提供)に登載されていない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。ただし、同法の規定による更生計画が認可されている者を除く。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、同法の規定による再生計画が認可されている者を除く。
- (5) 千早赤阪村公用車購入事業事後審査型条件付一般競争入札実施要領(令和8年千早赤阪村告示第46号。以下「実施要領」という。)第4条の規定による公告(以下「公告」という。)の日から開札の日までの期間において、次のいずれかに該当する者

ア 千早赤阪村建設工事等指名停止要綱(昭和56年千早赤阪村要綱第3号。以下「指名停止要綱」という。)の規定による指名停止期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

イ 本村との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者

を除く。

(入札保証金)

第4条 入札保証金の納付は免除する。

(入札等)

第5条 入札参加者は、入札公告、設計図書、入札条件等を熟知のうえ、入札しなければならない。

2 入札参加者は、次の各号の定めるところにより、入札書等を公告に示された方法で提出しなければならない。

(1) 入札参加者は、有資格者名簿に登録されている代表者（本店から営業所等に委任している場合は、営業所等の代表者）とし、代理人による入札は認めない。

(2) 入札参加者は、郵便で提出した後は開札の前後を問わず、入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者が入札を辞退しようとするときは、開札日の前日までに、入札辞退届を契約担当者等に提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。

5 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。

(入札の中止等)

第8条 入札参加者に連合その他不穏な行動があり、公正な入札の執行に支障があると認められる場合、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、

若しくは取りやめることがある。

2 村長は、災害その他やむを得ない特別の事情がある場合は、入札を中止又は延期することがある。

3 前2項の規定による当該入札の中止又は延期により、入札参加者に損害が生じても、村はその損害を補償しない。

(無効の入札)

第9条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (3) 入札に際して連合等不正行為を行ったと認められる者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不鮮明である入札
- (7) 予定価格を当該入札の事前に公表した場合において、当該予定価格を超えて行った入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 同一事項に対して、同一人が2通以上した入札
- (10) 入札価格の内訳書の提出を求められた入札で、内訳書の価格と異なる価格でした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格)

第10条 開札から落札者決定までの期間において、次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 指名停止要綱の規定による指名停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
- (2) 本村との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

(入札金額の記載)

第11条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(落札者の決定)

第 12 条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札候補者について必要な書類の提出を求め、あらためて参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

2 最低制限価格を下回る入札をした者は、失格とする。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者等の決定)

第 13 条 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、別に定める方法でくじを実施し、落札候補者を決定するとともにその順位を決定する。

(契約保証金)

第 14 条 落札者は、当該契約を締結するにあたり契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

(契約書の提出)

第 15 条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印のうえ、落札決定の日から 5 日（千早赤阪村の休日を定める条例（平成元年千早赤阪村条例第 27 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を含まない。）以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第 10 条各号のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。この場合、本村は一切の責めを負わないものとする。

4 前 2 項の規定により契約を締結しないときは、違約金として落札者から落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を違約金として徴収する。

(異議の申立)

第 16 条 入札参加者は、入札書等の郵送後、この心得等についての不知を理由として異議を申し立てることはできない。

2 入札をした者は、郵便事故等により入札書等が開札場所に到達しなかったことに對する異議を申し立てることはできない。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、実施要領の告示の日から施行する。

(心得の失効)

2 この心得は、千早赤阪村公用車事業事後審査型条件付一般競争入札による契約締結の日にその効力を失う。